

平成28年 3 月25日

島田市議会議長 紅林 貢 様

議会改革に関する特別委員会  
委員長 大石 節雄

議会改革に関する調査研究について（中間報告）

本委員会は、調査した事件の経過について、委員会条例第36条の規定により別添のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 議会活動の更なる推進のための調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

# 議会改革に関する調査研究について (議会改革に関する特別委員会中間報告書)

## 1 調査経過

第1回	平成27年6月29日	委員長、副委員長の互選
第2回	平成27年7月9日	委員会の進め方について
第3回	平成27年8月10日	前議会改革に関する特別委員会における調査経過と今後の予定について
第4回	平成27年10月1日	常任委員会の分散開催について
第5回	平成27年10月30日	正副議長立候補制度について
第6回	平成27年12月17日	正副議長立候補制度について
第7回	平成28年1月13日	正副議長立候補制度について
第8回	平成28年3月16日	中間報告の取りまとめについて

## 2 調査の報告

現在、市議会及び議員の活動については島田市議会基本条例に基づき「開かれた議会」となるべく議会改革の取り組みを進めており、これまでも議会運営のあり方についてさまざまな角度から調査・研究が行われ、幾つかの課題について提言があった。

当特別委員会では、平成27年6月定例会で終了した、前期「議会改革に関する特別委員会」が提言した事項や課題等について、さらなる調査・研究を行った。

### (1) 委員会の経過及び所見

第2回の委員会では、委員会の進め方について協議した。冒頭議長より挨拶を兼ねて、当特別委員会設置に対する考えを述べていただいた。その中で、以下の4つの調査研究事項が上がった。

- ① 前議会改革に関する特別委員会からの提言実行に向けた調査研究
- ② 試行的に行っている常任委員会の分散開催の検証
- ③ 予算・決算審査体制の検討
- ④ 議会構成について（正・副議長立候補制等）

その後、委員間で今後の委員会の進め方について議論した。その中で、前特別委員会の中間報告及び最終報告の内容を全委員で確認した。委員の意見として、今回初めて当委員会の委員になったため今までの流れや提言について理解できない旨の発言や議長の諮問内容より議会改革としてほかに取り組むべき課題があるのではないか等の意見が出された。

当委員会は、新たなメンバーで構成されたため共通認識を図る必要がある。そこで、議会改革は継続して行っていくてはならないものとして、前特別委員会の提言について、再度今後の協議内容として必要なものの確認を行った。当局への資料要求様式の変更、議員個人の採決一覧の会議録への記載、ICT機器の導入、反問権、予算・決算の審査体制、議会構成のあり方等、既に実行に移されているものも含めさまざまな意見が出された。しかし、前特別委員会の提言についてまだ委員全員の共通認識とまではいかないため、次回委員会にて再度説明を行うこととした。

第3回の委員会では、前特別委員会の中間報告及び最終提言までの調査経過と内容説明を行った。各提言について一項目ずつ説明質疑を行い、その後、特別委員会の設置目的と今後の進め方の予定について確認を行った。

なお、ICT機器の段階的導入については、議運等を通して議会全体で研修を実施しスキルアップを図ることについて、正副委員長が計画を立て実行していくことが確認された。

第4回の委員会では、試行的に実施してきた常任委員会分散開催の検証を行った。委員から、情報が共有できたことはよかったとの意見があった。

しかし、傍聴の義務化と公務の扱い等について疑問や、今後のあり方について意見が出された。

最終的には、今後もこの常任委員会分散開催を継続していくことを議会運営委員会へ申し入れをしていくことを委員会として確認した。傍聴は強制的に行わないほうがいいのかという意見、さらに義務化するならば公務扱いとなるような対応を努力していただくことを付け加えることを確認した。

この後、今後の委員会のスケジュールについて、前回提案した議会構成の検討（正・副議長立候補制度等）を優先して協議してはどうかとの意見があり、協議の結果予定を変更し、予算・決算審査体制の検討の前に、議会構成の検討を行っていくこととした。

第5回の委員会では、前回確認をした正・副議長立候補制について、昨年度の議会運営委員会や特別委員会で視察した先進地事例等の説明、今までの経緯について委員間で共通の認識を図った。そして、今後調査研究をしていくべきかそうでないかを委員全員から確認した。おおむね議論を進めていくことに賛成の委員が多かったが、現状のままでもよいのではないかという意見もあった。議論の末、具体的な中身については今後検討するにしても、基本的には立候補制を導入する検討をすべきではないかということで全員の賛同を得た。次回委員会に向けて、各会派に持ち帰り意見を集約することとした。

第6回の委員会では、前委員会で依頼した各会派での意見の発言を求めた。会派としておおむね正・副議長立候補制導入については進めていくべきという意見もあったが、会派として統一した意見集約は難しいとの意見もあった。具体的な疑問点として、立候補に当たっての推薦人の扱い、立候補以外の当選者が出た場合の対応、現議長の辞職が前提となるため進め方の技術的な疑問、さらに、選挙自体が形骸化してしまうのではないか、導入時期についてなどが出された。最終的な決定は、議会運営委員会または会派代表者会議等で議論し決定していただくことではあるが、議長から投げかけられたこの立候補制について当委員会として調査研究していくことを確認し、具体的な内容について議論に入った。

導入時期については、平成28年6月議会から試行的でも導入していくべきという意見や内容を検討して結論を出すには時間的に難しいのではないかと、来期の改選後に行うようにしてはどうかなど意見は分かれ、委員会としての結論は先送りすることとした。

所信表明については、議会改革の目的として市民に開かれた議会のため透明性を目指す意味でも基本公開を目指していくのが理想であるが、時期的なもの、内容的なもの、実施場所など今後検討していくこととした。次回委員会でさらに踏み込んで精査することを確認し閉会した。

第7回の委員会では、前回の議論、意見を踏まえて、ある程度条文化し整理した資料を基に会議を進めようとしたが、正・副議長立候補制度がこのまま委員会で決定され進

められることに懸念の意見が出された。また、全会一致で進めていくべきとの意見も出された。議論の末、昨年からの特別委員会の流れ、今特別委員会の流れ、議長からの諮問に対する答申の必要性等の意見が出され、最終的に当特別委員会での案として議論を進め、賛否両論の意見があった旨の報告を議長にしていく事で進めていく事を確認した。

その他資料への主な意見として、第2条（議長及び副議長の選挙）では、立候補に当たり所信表明を行う機会を設けることには異論はないものと確認をした。

第3条（立候補の手続き）では、立候補に当たり推薦人の人数についての議論があり、1人以上の推薦人が必要ではないかとの意見にまとまった。

第4条（所信表明の実施）では、実施時期についてはおおむね本会議1週間前の全員協議会の後ということで確認をした。今後公開とした場合、議会放映を前提としたスケジュールは再検討が必要との意見もあった。

第5条（立候補者以外の議員への投票）では、地方自治法の根拠条例を明記した上で、立候補制の趣旨を踏まえた努力義務としての投票行動という確認をした。

第6条（議長及び副議長の任期）について、この制度は議長の辞任が前提であるため委員よりさまざまな意見が出された。基本的には会派代表者会議での現職への確認が前提であるが、原則1年任期ということを確認した。

最後に、附則として実施時期について意見を求めた。委員からは、まだ議論が十分ではないのではないか、議会運営委員会の対応を考えると平成28年からの実施は時間的に難しいのではないか。逆に、今期実施しないならば改選後には実施は難しいと思われ、試行的にも今期実施すべきではないか、など意見は分かれた。委員会としてまとめることは難しいと判断し、時期については併記して議長に報告することを確認した。

第8回の委員会では、中間報告（案）を基に、正・副議長立候補制度について詰めの議論を行った。以前より議論の分かれた申合せの施行時期についてはさまざまな意見が出され、具体的な日付を記載するまでは行かなかったが、立候補制度の検証を行うため、現在の議員の任期の内、すなわち本年6月定例会において一度試行すべきとの結論に達した。

### 3 まとめ

#### (1) 常任委員会の分散開催の検証

他の委員会の意見が共有できて開催方法としては継続することにおおむね賛同を得た。しかし、議員の傍聴を強制するものではなく努力義務とすべきである。また、公務扱いにできない状況にあることへの対応は今後引き続き研究すべきである。

#### (2) 議会構成の検討（正・副議長立候補制度）

正・副議長立候補制度の実施についてはおおむね委員からの理解を得ることができたが、実施に向けて具体的な開始時期についてはまだ十分な議論が足りなく委員間では意見はまとめることができず、平成28年の議長選挙とするか、次期市議会議員の議長選挙からとするか当委員会として結論は出せなかったが、立候補制度の検証を行うため、現在の議員の任期のうちに試行すべきとの結論に達した。

(3) 予算・決算審査体制の検討

常任委員会の分散開催を継続していく中で、今後早急に調査研究をしていく必要がある。

(4) 前議会改革に関する特別委員会中間報告、最終報告での提言の実行

実行できているもの、まだ研究の余地があるものを委員会の中で検証しながら進めていく必要がある。特に、ICT機器の導入は今後研修会等の開催を行い議員のスキルアップを図る必要がある。

議会改革に関する課題は永遠に続くものである。今後も調査研究を重ねていかななくてはならない。議会基本条例をもとにさらに開かれた議会を目指していかななくてはならない。以上、議会改革に関する特別委員会の中間報告とする。

島田市議会議長及び副議長の選挙における立候補等に関する申合せ  
(議会改革に関する特別委員会案 中間報告版)

(平成 年 月 日 議会運営委員会決定)

(目的)

第1 この申合せは島田市議会基本条例の理念に基づき、より開かれた議会の実現を目指すため、議長及び副議長の選出過程や任期を明らかにすることを目的とする。

(議長及び副議長の選挙)

第2 議長及び副議長の選挙は立候補制とし、所信表明を行う機会を設けるものとする。

(立候補の手續)

第3 議長及び副議長の選挙に立候補する議員は、本人以外の議員から推薦人として1人用意しなければならない。

2 議長及び副議長の選挙に立候補する議員は、立候補届(別紙様式1(今後作成))により議会事務局長に届け出なければならない。

3 立候補の届出の受付期間は、議会運営委員会により別に定める。

4 立候補の届出を行った議員が立候補を辞退するときは、立候補辞退届(別紙様式2(今後作成))により、議会事務局長へ届け出なければならない。

5 推薦人は、当該選挙に立候補することはできない。

(所信表明の実施)

第4 立候補者は、議場において所信表明を行う。

2 所信表明は、原則として選挙を実施する本会議直近に開催する全員協議会終了後に行う。

3 立候補者が複数いる場合の所信表明の順序は、議長立候補及び副議長立候補の区分別に届出順とする。

4 所信表明における発言は、立候補者一人につき10分以内とする。

5 推薦人の応援演説は行わない。

6 所信表明に対する質疑は行わない。

7 所信表明に対して拍手その他の方法により賛意または反意を表明してはならない。

8 所信表明は公開を目指す。初回は試行として非公開とし、制度の検証を行う。

(立候補者以外の議員への投票)

第5 地方自治法第103条の規定により、選挙では立候補者以外の議員への投票も有効となるが、立候補制導入の趣旨を踏まえた投票行動に努める。

(議長及び副議長の任期)

第6 議長及び副議長の任期は原則1年とする。

(委任)

第7 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会で協議、決定する。

附 則

この申合せは、平成 年 月 日から施行する。